

現場から遠くに立つ者の教師・教育論

田所金久

時代は変わる。今を生きている者が今を語るべきものである。しかし、徒然なるままに、55年も教壇に立ってきた者として、教育関係書を読むとそれを理解するためにメモを取りたくなる。かつて組合専従をしていたときに「何か書け」と言われて「教室のざわめき遠く 春三度(みたび)」と書いたときと心境は似ている。

人間性

人間だけが、倫理や道徳という文化を持っている。そして、未熟に生まれる特性として「人になっていく」存在である。人間社会で成長していく中で人間としての特性を持っていく存在である。

教育とは

教育とは、一人一人の子供が持っている多様な先天的・後天的資質を育てるだけではない。発展させ、美り多い、幸福な人生を送ることが出来る一人の人間として成長すること

とを助けるものである。個人にとって、いろいろな条件・枠組みを超えて知的、精神的、芸術的営みなど人間の活動について、進歩と発展を可能にしていくのが教育である。

教育の第一次的・二次的・三次的の資質を大事にし、その能力を育てることである。同時に、成人して、一人の社会的人間として、充実した幸福な人生をおくること出来るような人格の諸条件を身につけるのもう一つの役割である。「教育」という言葉は「育(さ)る」の訳語であり、辞書では「教えて知能をつけること」「教えること」と書かれているが、本質的には、「個人の資質を引き出す」ことである。家庭菜園で、良い水を作って種をまき、肥料や水を適正に与え、つばみを開かせ収穫を迎えるのと類似している。

憲法・教育基本法

日本国憲法は25条生存権、26条教育権、27条勤労の権利・義務、28条団結権、まとめていえる社会権の基本権を保障している。26条は「すべて国民は、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定している。国会での教育勅語失効決議の後、憲法の本質を生かし、制定されたのが教育基本法である。

的無償化を求めている。教育を市場にまかせていくと教育の機会均等を破壊し教育格差を広げていく危険性がある。教育の目的は「稼げる人間」や「GDPを増やす人材」を育てることだけではない。

深刻な教育問題と国際的落差個人の尊厳が阻まれ、発達や幸福が制度的・構造的に脅かされている。

- ① 学習指導要領の法的強制、教科書検定などの教育内容の国家統制は先進国には例がない。
- ② 教育予算はOECD 34か国の中で最低(平均の0.68倍)、世界一の高学費
- ③ 給付奨学金はほとんど不在(2か国)
- ④ 過大等級(中学校・38倍)
- ⑤ 教師の長時間労働(1.15倍)
- ⑥ 非正規雇用拡大
- ⑦ 子ども相対的貧困(16.0%、ワースト4)

戦後の教育改革と教師戦前の「教育勅語体制」を克服して、「新憲法・教育基本法」の精神に立脚する教育改革の中心点は、①国民の教育権の確立 ②人格の完成、平和的國家および社会の形成者の育成であった。

教師はこのような教育を推進していくための教育公務員「全体の奉仕者」と位置づけ

ある。その第一条、教育の目的で、平和的な國家の形成者としての国民の育成を掲げ、第二条、教育の方針で、あらゆる機会にあらゆる場所を通じて行つと規定した。



学校教育

このような教育の理念を実現するために、最も効果的な手段が学校教育である。教育は個別的だけでなく、多様な子供たちがいっしょに学び、遊び、成長出来る場、それが学校教育である。小・中学校などの基礎教育は、子供たちの人格の発達、社会的人間への成長を助ける。大学など高等教育は、より深い知識と技術的・技能的能力を身につけて、職業的・専門的能力を持ち、職業的、専門的人間として生きて、科学、技術、芸術、文化、経済などの面で進歩に貢献する事を可能にする。

アメリカのブラグマチスト、ジョン・デューイは、学校教育は三つの機能を果たすと述べている。「民主主義と教育」第一は社会的統合、学校は社会が必要とする社会人を育て上げる。第二は社会が生み出す不平等を是正する。第三は個人の精神的・人格的発達の促進。しかし、アメリカの資本主義は、この理想主義

の実現を妨げている。しかし、この重要な学校制度であっても、個性的であり、千差万別な子どもたちを一つの教室に集めて、同時に教えるなければならない問題点は留意しなければならぬ。

子どもをどう見るか子どもを生かす保障としての教育論は、既に自由民権運動の中に見られる。植木枝盛は「子は子のための子にして親のための子に最初の子」と述べている。日本最初の社会主義政党である社会民主党は、その綱領で教育は人間活動の源泉として、「誰にでも、これを受ける権利がある」と規定した。

子どもを権利の主体としてとらえる先駆者、貫川豊彦は、子供の九つの権利を掲げ、人格の尊重を主張している。生きる権利、食う権利、眠る権利、遊ぶ権利、虐待されない権利、親を選べる権利、人格として待遇を受け、権利、児童憲章は、「人として尊重される」「社会の一員として重んじられる」「よい環境の中で育てられる」の3原則を掲げている。

子どもの権利条約は、①人間である ②小さな大人ではなく子供である ③成長、発展して大人になる存在である。集約的に言えば、フランスの「権利憲本」が言うように、

戦場にも

若いころ、教壇のない教室を夢想したこともあるが、追手前高校の様に古い伝統を守り、教壇の高い教室も、後ろのはしの生徒もよく見えて素晴らしい。いまだ教師が求められる。これに抵抗する教師が求められる。また方法としてICT(情報通信技術)を活用した授業が求められている。ICTは確かに役に立っている。しかしそれに依存してはならない。機器購入への援助がなければ不平等の拡大にもつながりかねない。デジタル機器の強い視覚への刺激と大量の情報伝達による思考の妨げになることもある。これに對し生徒が目や耳で整理された情報を受け取り、ノートに記録する板書を使った授業も大きな教育効果をもたらす。板書は生徒の注意を集中させ、ノートを取ることに、頭を整理する私を集中させるのである。私の高校時代の勉強は、雑誌に板書と先生の喋った大切なことをメモし、家に帰ってノートを整理することであった。とてもあれサクルや研究

子供の権利の核心は ①生きる権利 ②幸福追求の権利 ③学ぶ権利 ④平和のうちに成長する権利 であり、そのためにも「参加と意見表明」が大切である。

子どもの貧困

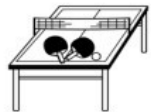
日本は先進国の中で、アメリカに次いで相対的貧困率が高く、さらに子どもの相対的貧困率は女性貧困化、ワーキングプアの問題と重なり合い、貧困化の焦点である。公教育の美質的無償化が求められている。

構造的課題

欧米先進国で人を評価する基準(Metric)は、学習歴・資格など明示できるものでも、業績主義と本来は訳すべきものであるが、日本では「能力主義」と表現され、これが自己責任論や地位の高さに向けての競争につながった。教育者・教育学者の遠山啓は「人間は一人一人がみな質的に異なる存在であり、序列化は不可能である。能力を直線的に序列化するのは問題である」と指摘してきた。しかし、現在の日本の教育は、「能力主義」に陥り、子供に対する要求として資質や態度が強調され、多様ではなく画一的人間が求められるようになっている。(左上)

言葉の大切さ

中学生時代、感動はあるが、あまり怒らなかつた先生が、一度だけ激しく生徒を叱つたことがある。遊び半分、成長しつつある、校庭の木の芽をもち取った時、「伸びようとするものを傷つけない」と。この一言がいまだに忘れられない。高校入学式の時に生徒部長の一言も、「校則を守れ」等とは言わず、「君たちは人間である。一つくらい、打ち込むことを持つて」と語った。その言葉に励まされて私は、能力もないのに好きな卓球に没頭した。芭蕉の「ついに無能・無才にしてこの一筋にかながら」と言う言葉の頭に置きながら、その結果、卓球は私の人生の最大の友となり、競技団体の運営など社会的にも貢献できた。体育の先生が私を指名して「田所、試合に臨んで一番大切にしなければならぬことは何か」と質問してきた。言い淀んでいる私に「それは相手を尊敬する事だ」と教えてくれた。後期高齢者になった今でも忘れることはできない。教師の言葉は、ある一人の人生を変えるほど大切である。(右面)



団体などで学び実践していくことが大切である。

政策的問題：安倍教育改革の危険性

安倍政権の戦略の要・戦後レジームからの脱却の二本の柱は、改革と戦後教育体制の解体(「教育再生」)である。改革の面では、集団的自衛権容認・戦争法(安保関連法)による対米従属の深化と軍事同盟であり、そのために教育・地方自治・報道統制・非正規雇用などの面で悪政が進められてきた。教育面では①教育基本法改悪...目標に「国を愛する態度」など②学校教育法改悪...管理体制強化(副校長、主幹教諭、指導教諭新設)③教育委員会制度の形骸化④民主的単線型学校体系から差別的・競争的複線型学校体系へ⑤侵略戦争正当化を目指す教科書検定⑥愛国心・規範意識の注入の為の道徳教育「特別教科」化⑦高校生への政治教育・活動の統制⑧新自由主義を基調とする教育予算・教員定数の抑圧。個人の尊厳を切り捨て、財界の利潤を目指す「人材」育成教育は公共財社会的共通資本教育は公共財であり経済政策とは区別すべきものである。だからこそ国際人権規約は初等教育無償化を求め、中等教育、高等教育についても漸進